

用途地域等内の建築物の用途制限の概要（平成19年11月30日以降）

例	示	第一種	第二種	第一種	第二種	準	近	商	準	工	工	用途
		低層住居専用地域	低層住居専用地域	中高層住居専用地域	中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	住居地域	商業地域	商業地域	工業地域	工業専用地域
住宅等	住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	兼用住宅のうち店舗、事務所等の部分が一定の規模以下のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
店舗等	2階以下かつ床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗、飲食店等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	5)
	〃 500㎡以内 〃			○	○	○	○	○	○	○	○	5)
	上記以外の店舗、飲食店				2)	3)	4)	4)	○	○	○	4)
	上記以外の事務所等				2)	3)	○	○	○	○	○	○
遊戯施設・風俗施設	ホテル・旅館					3)	○	○	○	○		○
	ボーリング場、スケート場、水泳場等					3)	○	○	○	○		○
	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所等					4)	4)	○	○	○	4)	4)
	カラオケボックス等					4)	4)	○	○	○	4)	4)
	客席部分の床面積の合計が200㎡未満の劇場、映画館、演芸場、観覧場							○	○	○		○
	〃 200㎡以上 〃							○	○	○		4)
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、車券売場、勝馬投票券販売所に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの								○	○		
キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等								○	○		○	
個室付浴場業に係る公衆浴場等								○			○	
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	保育所等、公衆浴場、診療所	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	老人福祉センター、児童厚生施設等	1)	1)	○	○	○	○	○	○	○		○
	巡査派出所、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○		○
	病院			○	○	○	○	○	○	○		○
工場・倉庫等	自動車教習所、床面積の合計が15㎡を超える畜舎					3)	○	○	○	○		○
	2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫			○	○	○	○	○	○	○		○
	営業用倉庫、3階以上又は床面積の合計が300㎡を超える自動車車庫（一定の規模以下の付属車庫等を除く）							○	○	○		○
	作業場の床面積の合計が50㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ないもの					○	○	○	○	○		○
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の自動車修理工場							○	○	○		○
	作業場の床面積の合計が150㎡以下の工場で危険性や環境を悪化させるおそれが少ないもの								○	○		○
	日刊新聞の印刷所、作業場の床面積の合計が300㎡以下の自動車修理工場								○	○		○
	作業所の床面積の合計が150㎡を超える工場又は危険性や環境を悪化させるおそれがやや多いもの									○		○
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場										○	○
	火薬類、石油類、ガス等の貯蔵、処理の量が非常に少ない施設				2)	3)	○	○	○	○		○
	〃 少ない施設								○	○		○
〃 やや多い施設									○		○	
〃 多い施設										○	○	

1) については、一定規模以下のものに限り建築可能。 □ : 建てられる用途 ■ : 建てられない用途
 2) については、当該用途に供する部分が2階以下かつ1,500㎡以下の場合に限り建築可能。
 3) については、当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築可能。
 4) については、当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築可能。
 5) については、物品販売店舗、飲食店が建築禁止。 ※本表は、改正後の建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。